よくある質問＼秋田市ツキノワグマ捕獲報奨金

Q1. 報奨金の対象となる期間はいつですか？
A1. 今年度（令和８年度）のクマ狩猟期間（令和８年 11 月１日～令和９年２月 15 日）に、狩猟によって捕獲されたクマが対象です。

Q2. 有害鳥獣駆除で捕獲したクマも対象ですか？
A2. いいえ、対象外です。今回の報奨金制度は、**狩猟期間中**に**狩猟**によって捕獲されたクマのみを対象としています。有害鳥獣駆除許可による捕獲は対象となりません。

Q3. 複数人で捕獲した場合、報奨金はどうなりますか？
A3. 報奨金は捕獲されたクマ１頭あたり１万円です。そのため、例えば３人で協力して１頭を捕獲した場合でも、支給される報奨金は合計で１万円となります。

Q4. 捕獲したことを証明する書類は何ですか？
A4.
①狩猟後に県へ提出する「ツキノワグマ捕獲調書」
②「捕獲者、捕獲日、捕獲個体を識別できる（月の輪が識別できる）写真」
※ツキノワグマ捕獲調書は県へ提出し受理されたもののみ有効です。市へ提出されたもので受付することはありません。
※詳細は「秋田市ツキノワグマ捕獲報償金取扱実施の流れ」を参照ください。

Q5. 申請のために市へ提出する書類は何ですか？
A5.
①報奨金の「請求書」
②捕獲個体を識別できる写真（Q4 参照）

Q6. 申請はいつまでにすればよいですか？
A6. 令和９年３月 15 日（必着）までにお願いします。ただし上限に達した時点で打ち切りとなります。

Q7. 申請はどこに提出すればよいですか？
A7. 秋田市役所 農地森林整備課の窓口へ持参、または郵送してください。
（住所：〒010-8560 秋田市山王一丁目 1-1）

Q8. 報奨金はいつもらえますか？
A8. 申請書類の内容を審査した後、不備がなければ、通常、狩猟期間が終了した翌月末頃にご指定の口座へ振り込み予定です。

Q9. 県外に住んでいますが報償金をもらうにはどうすればよいですか？
A9. 秋田県の狩猟許可を取得し、狩猟期間内に秋田市内で狩猟によりクマを捕獲したうえで必要書類を県、市へ提出し、承認を得ることが必要です。

Q10.報奨金の応募が 50 件（50 万円）を超えた場合は上限を引き上げるのですか？
A10. 現時点では、50 件に達した時点で終了することとしています。

Q11.県への捕獲調書の提出が遅れ、捕獲日が後の捕獲調書のほうが先に提出された場合順位はどうなるのか？50 頭目が同一日だった場合の順位はどうなるのか？
捕獲 50 頭目のクマが同一日同一時刻の捕獲調書だった場合はどうするのか？
A11. 申請の順位は、
①県への提出順→②市への申請→③捕獲調書に記載の捕獲日の順になりますので、速やかに提出してください。

Q12.県へ捕獲調書を提出する前に市へ捕獲調書を提出する必要はありますか？
A12 市による確認は、県へ提出された捕獲調書により行います。先に市へ提出いただくのはかまいませんが、県が受領していないものは無効となります。

Q13 1 人で複数頭捕獲した場合、捕獲した分だけ申請できるのでしょうか？
A13 1 人あたりの捕獲頭数に上限はありません。複数回の申請は可能です。